

みなさまのご意見をお寄せください

「加古川市子ども・子育て支援事業計画(素案)」に関するパブリックコメント(意見公募)を実施します

募集
期間

平成27年1月9日(金)から2月9日(月)まで



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク (内閣府)

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国の市町村でスタートします。

新制度では、各市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援事業の利用ニーズを把握し、地域の実情に応じた子育て支援を計画的に行います。

このたび策定する「加古川市子ども・子育て支援事業計画」は、新制度がスタートする平成27年度から平成31年度までの本市における子ども・子育て支援の方向性を定めるものです。

本市が定める計画の内容について、「加古川市子ども・子育て支援事業計画(素案)の概要」としてまとめましたので、資料をご覧ください、みなさまのご意見をお寄せください。

(計画の詳しい内容については、「加古川市子ども・子育て支援事業計画(素案)」をご覧ください。)

意見募集要項

1 意見を募集する案件

加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）

2 意見募集期間

平成27年1月9日（金）から平成27年2月9日（月）まで

3 意見を提出できる方

- ア 市内に在住している方
- イ 市内に在勤、在学している方
- ウ 市内に事業所（事務所）がある個人、法人その他の団体
- エ 市内に活動場所がある団体、その構成員の方
- オ 加古川市に納税義務を有する方
- カ 子ども・子育て支援事業計画について利害関係のある個人、法人その他の団体

4 意見の提出方法

意見書は、次のいずれかの方法により提出してください。

（1）市役所窓口（5か所）に設置した意見箱への提出

- ①福祉部（本館1階）：こども課、保育課、育児支援課
- ②教育委員会（新館8階）：学務課、社会教育・スポーツ振興課

（2）各施設の窓口（20施設）に設置した意見箱への提出

- ①各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ
- ②各公民館
- ③加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ、志方児童館

（3）郵送による提出

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000 加古川市役所 こども課

（4）FAXによる提出

079（424）1317 こども課

（5）電子メールによる提出

fuk_kodomo@city.kakogawa.hyogo.jp

5 提出いただいたご意見の取扱い

- 提出いただいたご意見は、内容ごとに整理のうえ、市の考え方を公表いたします。また、意見提出者に直接の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご記入いただいた連絡先等の個人情報については、ご意見の内容について問い合わせをする際に利用いたします。

6 ご注意いただきたい点

- 意見提出にあたっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者の氏名）、連絡先を必ずご記入ください。住所・所在地が加古川市外の場合は、加古川市内の勤務地や学校の名称・活動場所等もご記入ください。これらの記載がない場合は、意見提出として受け付けできません。
- 意見提出用紙は、別紙の様式をご利用ください。ホームページからダウンロードできるほか、上記4の意見書提出先でも配布しています。
- 様式以外の用紙に意見を記載していただくことも可能です。その場合、住所（所在地）、氏名（団体名および代表者氏名）、連絡先の記入漏れがないようご注意ください。
- 口頭でのご意見は受付できません。

7 お問い合わせ先

加古川市 福祉部 こども支援局 こども課
079 (427) 9396 【直通】